



2026年3月25日

各位

会社名：日本乾溜工業株式会社
代表者名：代表取締役社長 兼 田 智 仁
本店所在地：福岡市東区馬出一丁目11番11号
(コード番号 1771 福証)
問合せ先：取 締 役 濱 田 雄 幸
役職・氏名 経営管理本部長
(TEL 092-632-1050)

**株式会社FCP18の株式取得（完全子会社化）、
株式会社麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社に対する第三者割当による新株式の発行、
資本業務提携契約の締結、資本金及び資本準備金の額の減少、
並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、(i) 株式会社福岡キャピタルパートナーズ（以下「FCP」といいます。）が無限責任組合員（GP）として運営・管理するナイン・ステーツ・4投資事業有限責任組合（以下「NS4」といいます。）の完全子会社である株式会社FCP18（以下「FCP18」といいます。）の全株式を取得し（以下「本株式取得」といいます。）、完全子会社化すること、(ii) 株式会社麻生（以下「麻生」といいます。）及び伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社（以下「伊藤忠丸紅住商テクノスチール」といいます。）を割当予定先（以下、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチールを、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）とする第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といい、本株式取得と併せて、以下「本取引」といいます。）を行うこと、(iii) 本第三者割当増資の割当予定先である麻生との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結すること、並びに (iv) 本第三者割当増資に係る払込みを条件として、資本金及び資本準備金の額を減少し（以下「本減資等」といいます。）、その他資本剰余金へ振り替えることを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本第三者割当増資に伴い、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。また、当社は、2026年5月20日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）にて、本第三者割当増資に係る議案を付議することを予定しております。

以上について各種日程は以下のとおりです。

<各種日程>

本株式取得に係る契約の締結、本第三者割当増資の実施、本資本業務提携契約の締結及び本減資等に関する取締役会決議並びに有価証券届出書の提出	2026年3月25日
本株式取得に係る契約及び本資本業務提携契約の締結	2026年3月25日
本臨時株主総会の開催	2026年5月20日（予定）
本株式取得の実行	2026年5月21日（予定）
本第三者割当増資の払込み	2026年5月21日（予定）
本減資等の効力発生日	2026年5月21日（予定）

記

I. 本取引の目的等

1. 本取引の目的

本取引は、本株式取得を通じて、FCP18 が保有する当社の第1回優先株式（以下「本優先株式」といいます。）に係る潜在的な希薄化の懸念を解消し、当社が今後事業拡大等を図るべく、本第三者割当増資を通じて、本株式取得のための資金調達を行い、当社の保有する現預金を成長資金として活用しつつ、新たな事業パートナーとして麻生とアライアンス（「アライアンス」とは「提携・連合」を意味し、本書では、企業同士の業務上の協力を指します。）を行うことにより業績拡大等を図るとともに、当社の最大のサプライヤー

である伊藤忠丸紅住商テクノスチールとの間で更なる連携の強化を図ることで、当社の企業価値及び株主利益を向上させることを目的としております。

2. 本取引の経緯

当社は、2022年10月以降、FCPがNS4及びFCP18を通じて保有する本優先株式による投資のエグジットについて初期的な検討を開始したことを契機として、本優先株式の買戻し等の対応について検討を開始いたしました。当社は、検討の初期段階においては、当社の現預金及び金融機関からの借入れにより原資を調達した上で本優先株式を買い戻すことも検討しておりましたが、公共工事の入札やその他工事受注との関係で、一定の自己資本比率を維持する必要があることから、資本政策に伴う資本の毀損は抑制すべきであり、多額の借入れは可能な限り避けるべきと考えました。さらに、当社は、FCP18によるエグジット後も、上場会社として、独立した経営を安定的に継続するためには、当社の議決権を一定程度以上保有するパートナーとなる企業が存在した方が望ましいと考えました。

当社は、第三者との協業について、具体的には、麻生、伊藤忠丸紅住商テクノスチールを含む複数の候補先における事業内容や、当該候補先と協業することで発生し得るシナジー等を検討して参りました。そして、当社は、FCPとの間では、本優先株式の買戻しについて協議・交渉を進めつつ、当該候補先との間では第三者割当増資の実施及び協業の可能性について協議・交渉を進めて参りました。なお、当社は、当社の企業文化や従業員のモチベーションへの影響、並びに地域密着型の事業運営を維持する観点から、当社が他社の完全子会社となるのではなく、上場維持を前提とした資本提携を行うことが望ましいとの前提の下で、当該候補先との協議・交渉を進めておりました。そのような中で、当社は、九州地域において幅広い事業基盤を有し、建設事業との親和性も高い麻生とアライアンスを行うことが当社の企業価値向上に資する可能性が高いと判断し、麻生との間で当該アライアンスの検討を進めるに至りました。麻生を中核会社とする連結子会社98社及び持分法適用会社21社（2025年9月30日時点）からなる企業グループ（以下「麻生グループ」といいます。）は建設事業を含む複数の事業を展開しており、当社としては、同グループの建設会社との営業ネットワークの連携や技術面での協力等により、当社の受注機会の拡大や事業基盤の強化が期待できると考えました（具体的には、下記「3. 本取引の意義」の「(2) 本第三者割当増資の意義」の「(ウ) 麻生とのシナジー」に記載のとおりです。）。また、当社の現筆頭株主であり、長年にわたり当社の最大のサプライヤーとして緊密な関係を構築してきた伊藤忠丸紅住商テクノスチールについても、本第三者割当増資を通じて資本関係の増強による更なる連携強化を図ることにより、同社との取引を拡大し、ひいては当社取扱商品の安定的な供給力維持・強化に資すると考えたため、当社は、同社を割当予定先として選定いたしました（具体的には、下記「3. 本取引の意義」の「(2) 本第三者割当増資の意義」の「(オ) 伊藤忠丸紅住商テクノスチールに対する第三者割当増資」に記載のとおりです。）。なお、当社は、第三者割当増資による新株式の割当予定先の選定に関して、当社の取締役会において複数回にわたり検討を行っております。

以上より、当社は、本取引を行うことが、当社の株主価値向上を目指すために適切であると考えに至りました。また、本第三者割当増資により、当社の普通株式の議決権の希薄化率が25%以上となる見込みであること及び支配株主が異動する見込みであることから、当社の社外取締役である宇野耕氏並びに外部有識者である丘本正彦氏（公認会計士）及び鈴木みき氏（弁護士）の3名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、経営者から一定程度独立した者による意見の入手を行う必要があるとの結論に至りました。

3. 本取引の意義

(1) 本株式取得の意義

本優先株式は、当社が2004年9月期に債務超過に陥った際に、有利子負債の削減及び自己資本の増強の為、デットエクイティスワップの一環として、株式会社福岡銀行に対して発行したものです。その後、当社は、FCP18が株式会社福岡銀行から本優先株式を譲り受けるにあたり、2021年2月にFCP18との間で資本業務提携契約を締結いたしました。

当社は、本優先株式の発行の効果もあり、次第に業績や財務基盤が改善したことから、本優先株式の取得の必要性を認識するようになりました。すなわち、本優先株式は、当社の普通株式7,246,376株に転換可能であり、当該転換可能株式数は59.38%（当社の普通株式における自己株式を除く発行済株式総数4,957,146株を前提に算定しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。）の持分比率に相当することから、当社の一般株主にとっては、支配権の異動を伴う希薄化がいつ起きてもおかしくないと懸念される状況にあります。本優先株式は、配当及び残余財産分配について、当社の普通株主に優先することか

ら、本株式取得は当社の普通株主の利益に資することになると考えております。なお、FCP が NS 4 及び FCP18 を通じて保有する本優先株式を譲渡する方法として、当社の普通株式に対する公開買付け及びその後のスクイズアウトにより非上場化を行う方法も想定されましたが、当社としては、上場を維持したまま事業運営していくことが当社の事業を牽引する人材の採用・確保や将来的な M&A 遂行、従業員のモチベーション向上等の観点から重要であると判断し、かかる重要性について NS 4 の理解を得たことから、本株式取得を実施することになりました。

以上より、当社としては、本株式取得を通じて本優先株式を取得することは、当社の普通株主の利益にとっても望ましいものと考えております。

(2) 本第三者割当増資の意義

(ア) 当社の事業内容・経営環境等

当社グループは、九州地方を主力拠点とし、防災・減災、社会インフラの維持・更新を担う建設事業及び防災用品・産業安全衛生用品等の販売を行う防災安全事業を展開し、地域社会の発展に貢献しており、これまでの事業活動を通じ、九州全域における確固たるポジションを築いております。その一方で、現在、国内外の経済環境は依然として不透明であり、不安定な国際情勢、金融市場の変動、政策運営に伴う景気の下振れリスク等、多くの不確定要素を抱えております。このような状況において当社の事業を維持拡大するには、当社グループの主力事業である建設事業における九州地方及びその他の地域での受注量の拡大及び防災安全事業における販路の拡充が必要と考えております。

さらに、建設業界においては、公共事業に対する需要は底堅く推移することが見込まれるものの、人件費・資材価格の高騰に加え、2024年4月からの労働基準法の改正による労働時間の上限規制の適用により、人材確保及び人材育成の重要性が一層高まっており、当社としては、依然として厳しい事業環境が続くと考えております。このような状況を踏まえ、当社は2023年頃から、DXを活用した業務改善や人材不足への対応を進めており、その成果が表れつつあるものの、引き続き人材確保及び人材育成の重要性は高いと考えております。

また、経営体制についても、事業系コーポレート部門を新設することで統制を強化し、経営管理本部においても、業務プロセスの再整備や各組織の業務分掌を最適化し、全社的なガバナンス体制の強化に取り組んでいるものの、更なる高度化の余地があると考えております。

(イ) 麻生の事業内容等

麻生グループは、九州圏を基盤とし、建設土木事業、商社・流通事業、セメント事業、医療関連事業、人材派遣事業等を行う人材・教育事業、ソフトウェア開発等の情報・ソフト事業、その他不動産事業等、幅広い分野に事業展開しているとのことです。

(ウ) 麻生とのシナジー

当社といたしましては、本取引により、当社と麻生グループの相互の事業基盤を活用することで新規事業機会を創出できると考えております。第一に、建設事業においては、麻生グループの建設会社である日特建設株式会社、大豊建設株式会社及び若築建設株式会社（以下「麻生グループ建設子会社」といいます。）との営業ネットワークの連携及び工法・技術面での協力により、受注機会の拡大を期待することができます。具体的には、当社が強みを有する法面工事及び地盤改良工事において、麻生グループ建設子会社との共同営業や工事の連携による受注量の拡大を企図しております。また、建設土木事業において、麻生グループ建設子会社と当社がそれぞれ強みを持つ工法を組み合わせることによる競争力の強化やこれらの競争力のある工法を組み込んだ提案を含むスペック営業による受注確率の上昇、麻生グループ建設子会社の持つ中堅ゼネコンを中心とした顧客基盤を活用した建設資材等の販路拡大も期待できると考えております。なお、当社と麻生グループ建設子会社のいずれも法面工事を実施しておりますが、麻生グループ建設子会社では大規模な法面工事を受注しており、当社が行う九州エリア各官公庁及び地場ゼネコンを対象とした中小規模な法面工事とは要求される工法が異なります。また、その他麻生グループ建設子会社と当社がそれぞれ強みを持つ工法、主要な顧客が重複するといった事情は存在しないと認識しております。

第二に、防災安全事業においては、麻生グループの持つ全国の拠点を通じて、麻生グループ及びその顧客企業に対して、当社の労働安全衛生保護具、舗装材、防災用品、防災用備蓄品及び感染症対策用品等を拡販できると考えております。また、当社としては、麻生グループが販売する機械製品

の運用に必要とされる安全衛生保護具の供給を行うことにより、単に販売先を拡大するだけに留まらず、麻生グループによる機械製品の販売に付随して安全衛生という別の視点を提供する「フルラインナップ提案」による競争力の強化、ひいては麻生グループの既存顧客の囲い込み等も企図しております。

第三に、麻生グループの人材・教育事業との連携により、当社における人材確保及び人材育成に関する体制を強化することも可能になると考えられるほか、麻生グループの情報・ソフト事業との連携により、当社の建設工事工程管理、営業事務、総務業務、経理業務等の DX 推進を行うことで、バックオフィス機能の高度化による業務効率化や生産性向上を企図しております。また、当社が推進している DX 及び AI の活用についても、麻生との協議の過程で説明を行っており、当社は、今後、麻生グループ建設子会社との間で DX 及び AI の活用事例を共有し、麻生グループ全体としての知見の向上を図ることが可能であると考えております。

なお、これらのシナジーは、本取引の実施により直ちに実現されるものではなく、具体的な実現方法については、本取引の実行後に、当社及び麻生グループとの間で検討や協議の場を継続的に設けることにより具体化していく予定であり、本取引の実行後速やかにそのような検討や協議を進められるよう、すでに社内で準備を進めております。

(エ) 麻生による当社への経営支援等

当社は、麻生との間で、本取引の実行にあたって、本資本業務提携契約を締結することを予定しております（詳細については、下記「IV. 本資本業務提携契約について」の「2. 本資本業務提携の内容」をご参照ください）。

また、本資本業務提携契約においては、当社が、本取引後に、麻生から派遣される者1名を取締役として選任し、また、当社の取締役会及び経営会議に麻生から派遣されるオブザーバー1名を受け入れることを規定しております。これらにより、麻生グループにおいて多数の企業を経営する過程で培われた経営知見を踏まえた意見や事業分野に精通したオブザーバーによる技術的知見を当社の取締役会及び経営会議において得ること及び麻生グループ各社との連携を円滑に進めることが期待されております。また、当社は、これまでとは異なる視点からの意見がなされることにより、取締役会及び経営会議における議論の活性化及び取締役の経営能力の向上に資するものと考えております。

なお、一般的には、上場会社に親会社が存在する場合、親会社による経営方針に関する過度な介入による経営の独立性が阻害される等のリスクが想定されると認識しております。もっとも、現時点でそのような具体的なリスクは認識しておらず、仮にそのような状況が発生した場合には、その他の取締役による説明と議論を充実させることにより解決することを想定しております。

(オ) 伊藤忠丸紅住商テクノスチールに対する第三者割当増資

伊藤忠丸紅住商テクノスチールは当社の主要な取引先の一つであり、また当社における第2位の株主でもあり、当社の事業運営において重要な位置付けを有する企業であります。特に、同社は当社にとって最大のサプライヤーであり、当社の事業遂行に必要な資材の供給等の面で長年にわたり重要な役割を担っております。また、当社が過去に債務超過に陥り、本優先株式を発行した際においても、伊藤忠丸紅住商テクノスチールは当社との取引関係を継続してきた実績があり、当社としては同社を長年にわたり信頼関係を構築してきたパートナーであると認識しております。

当社は、本取引を通じて同社との資本関係をより強化することにより、今後の事業拡大に伴う資材調達や取引量の増加等に対して、より安定的かつ円滑な取引関係を維持・発展させることが可能となることを期待しております。

(カ) 資金使途

当社は、本第三者割当増資により調達される資金を、本株式取得の取得資金に充当する予定です。もっとも、本取引の検討の初期段階では、本優先株式の買戻しの原資として当社の現預金を充てることも検討していたところ、上記のとおり本第三者割当増資による調達資金を充当することにより、手元の現預金については、今後の成長投資に活用することが可能となります。具体的には、基幹システムの更新、人材投資、その他設備投資及び老朽化した拠点の更新等に充当することを想定しております。また、当社は、地域戦略の観点から、九州各地域における事業基盤の強化を目的として M&A を含む成長投資を検討しております。

(3) 本取引後の経営方針等

麻生は、グループ会社の経営方針として、グループ会社各社の経営体制及び事業運営方針について、各社の経営判断を尊重することを原則としており、当社についても、本取引後においても当社の上場維持の方針及び経営の自主性を尊重する旨を表明しております。

また、下記「IV. 本資本業務提携契約について」の「2. 本資本業務提携の内容」の「(6) 配当性向」に記載のとおり、当社及び麻生は、2026年9月末以降を基準日とする当社配当に係る配当性向について、(i) 2026年10月1日から当面10年を経過する時点までは、配当性向を連結当期純利益に対して65%とすることにより当社の適正な資本構成の実現を目指すものとし、(ii) 当該期間の経過後は、当社において事業運営に支障が生じない水準の自己資本が確保されていることを前提として、中長期的に、配当性向を連結当期純利益に対して50%程度とするように努めるものとするを合意しております。

その他、本取引後の当社の経営に関する当社と麻生の間で合意の内容については、下記「IV. 本資本業務提携契約について」の「2. 本資本業務提携の内容」をご参照ください。

II. 本株式取得について

1. 本株式取得の理由

上記「I. 本取引の目的等」の「1. 本取引の目的」に記載のとおり、本株式取得は、本優先株式に係る潜在的な希薄化の懸念を解消すること等を目的としております。また、上記「I. 本取引の目的等」の「3. 本取引の意義」の「(1) 本株式取得の意義」に記載のとおり、本優先株式の転換可能株式数や配当及び残余財産分配等を踏まえると、当社としては、本株式取得を通じて本優先株式を取得することは、当社の普通株主にとっても望ましいものと考えております。

2. 異動する子会社の概要

(1) 名 称	株式会社FCP18	
(2) 所 在 地	福岡市博多区上川端町12番20号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 西村 道明	
(4) 事 業 内 容	有価証券の取得・保有・管理及び処分、経営コンサルティング	
(5) 資 本 金	3,000万円	
(6) 設 立 年 月 日	2018年9月3日	
(7) 大株主及び持株比率	ナイン・ステーツ・4投資事業有限責任組合が全ての株式を保有しております。	
(8) 当社と当該会社との間の関係	資本関係	当該会社は当社の第1回優先株式2,000,000株を保有しております。(2025年12月31日時点)
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 当該会社は非公開会社であり、当該会社の「最近3年間の経営成績及び財政状態」につきましては、当該会社の意向により、非開示としております。

3. 本株式取得の相手方の概要

(1) 名 称	ナイン・ステーツ・4投資事業有限責任組合	
(2) 所 在 地	福岡県福岡市博多区上川端町12番20号	
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組 成 目 的	日本国内の中小企業等の株式・金銭債権等、不動産を主な投資対象として、地域貢献に資するとともに、安定した利回りの確保を目的とする。	
(5) 組 成 日	2016年7月15日	
(6) 出 資 の 総 額	開示を受けておりません。	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	国内の機関投資家等	
(8) 無限責任組合員の概要	名称	株式会社福岡キャピタルパートナーズ
	所在地	福岡県福岡市博多区上川端町12番20号

	代表者の役職・氏名	代表取締役 伊勢 剛
	事業内容	各種ファンドの組成・運営他
	資本金	356 百万円
(9) 当社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの間には、記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はありません。
	上場会社と無限責任組合員との間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社と無限責任組合員の間には、記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はありません。

4. 本株式取得の内容

(1) 異動前の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (議決権所有割合：0%)
(2) 取得株式数	42,600 株 (議決権の数：42,600 個)
(3) 取得価額	非開示 (注)
(4) 異動後の所有株式数	42,600 株 (議決権の数：42,600 個) (議決権所有割合：100%)

(注) 取得価額につきましては、本株式取得の相手方である NS4 の意向により、非開示としています。なお、取得価額につきましては、当社及び NS4 の協議により公正・妥当と考えられる金額にて決定されています。

5. 日程

上記「<各種日程>」をご参照ください。

6. 今後の見通し

本株式取得が当社の 2026 年 9 月期の連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、開示すべき事項が生じた場合は速やかに開示いたします。

III. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2026 年 5 月 21 日
(2) 発行新株式数	普通株式 5,872,300 株
(3) 発行価額	1 株につき 1,032 円
(4) 調達資金の額	6,060,213,600 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 株式会社麻生：5,425,500 株 伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社：446,800 株
(6) その他	上記各号については、大要、以下に記載の本資本業務提携契約に定める事項が本第三者割当増資に係る払込期日（以下「本クロージング日」といいます。）において充足されることを前提条件として行われる予定です。ただし、本資本業務提携契約において、当社及び麻生は、当該前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされており、 ① 本第三者割当増資に係る有価証券届出書について金融商品取引法による届出の効力が生じていること ② 本株式取得に係る株式譲渡契約が適法かつ有効に締結され、かつ、本クロージング日までその効力が存続していること ③ 本資本業務提携契約に規定する当社及び麻生の表明及び保証が、本

	<p>クロージング日において、いずれも全ての重要な点において真実かつ正確であること</p> <p>④ 当社又は麻生が、本第三者割当増資に係る払込み及び新株式の発行（以下「本クロージング」といいます。）までに又は本クロージングまでの期間につき遵守又は履行すべき本資本業務提携契約に基づく義務を全ての重要な点において遵守又は履行していること</p> <p>⑤ 当社又は麻生において、法令等又は割当予定先の定款その他の内部規則に基づいて本第三者割当増資のために必要な一切の手続（当社における本第三者割当増資を承認する旨の取締役会決議及び株主総会決議並びに麻生における本第三者割当増資を承認する旨の取締役会決議を含む。ただし、本クロージング日前に必要となる事項に限る。）が適法かつ有効に履践されていること</p> <p>⑥ 本第三者割当増資を制限又は禁止することを求める訴訟等が係属しておらず、かつ、本第三者割当増資を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在せず、その具体的なおそれもないこと</p>
--	--

2. 募集の目的及び理由

上記「I. 本取引の目的等」の「1. 本取引の目的」に記載のとおり、本第三者割当増資は、当社が今後事業拡大等を図るべく、本第三者割当増資を通じて、本株式取得のための資金調達を行い、当社の保有する現預金を成長資金として活用しつつ、新たな事業パートナーとして麻生とアライアンスを行うことにより業績拡大等を図るとともに、当社の最大のサプライヤーである伊藤忠丸紅住商テクノスチールとの間で更なる連携の強化を図ることを目的としております。かかる本第三者割当増資の目的は、当社の経営陣等がその地位を利用して一般株主の犠牲の下に自己又は第三者の利益を図るものとは認められず、当社の健全な財務基盤を維持しながら本優先株式を取得し、手元資金を今後のさらなる成長を実現する手段として活用できることに加え、本取引のシナジー等による当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものといえることから合理的であると考えております。

なお、本第三者割当増資により麻生に対して割り当てる当社の普通株式 5,425,500 株に係る議決権の数 54,255 個は、本第三者割当増資が行われた場合の総議決権数（108,292 個）に対して 50.10%を占めることになるため、同社は会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当します。この点に関して、当社監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員からも、本取引に関する当社の取締役会の検討過程及び上記判断内容に異存がない旨の意見を得ております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	6,060,213,600 円（想定）
② 発行諸費用の概算額	163,000,000 円
③ 差引手取概算額	5,897,213,600 円

（注 1）発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（注 2）発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、ファイナンシャルアドバイザー費用、弁護士費用、登記関連費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
当社の優先株式を保有する FCP18 の全株式の取得	5,897	2026 年 5 月 21 日

（注）当社は、本第三者割当増資により調達した資金の全てを、本株式取得に係る取得価額に充当することを予定しております。本株式取得の詳細は、上記「II. 本株式取得について」をご参照ください。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「I. 本取引の目的等」の「3. 本取引の意義」の「(1) 本株式取得の意義」に記載のとおり、当

社としては、本株式取得を通じて本優先株式を取得することは、当社の普通株主にとっても望ましいものと考えているため、本第三者割当増資により調達する資金を本優先株式を取得するために支出することも合理的であると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本第三者割当増資における発行価格は、割当予定先との協議の上決定したものとなります。本第三者割当増資は、当社の健全な財務基盤を維持しながら本優先株式を取得し、手元資金を今後のさらなる成長を実現する手段として活用できることに加え、本取引のシナジー等による当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものであると考えております。

本第三者割当増資の1株当たりの払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日である2026年3月24日の証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）本則市場における当社普通株式の終値955円に対して8.06%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じ。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値である969円（小数点以下を四捨五入。以下、当社株価の終値単純平均値の計算において同じ。）に対しては6.50%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値である952円に対しては8.40%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値である938円に対しては10.02%のプレミアムとなりますが、こちらは日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、当該払込金額は会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しました。

また、当社は、当社、FCP18、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチールから独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）から株主価値算定書を取得しております。当該払込金額は、KPMGの株主価値算定結果にも鑑み、合理的な水準と考えております。なお、KPMGは、当社から提供を受けた情報及び一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が正確かつ完全なものであることを前提として当社の株主価値の分析を行っているとのことです。また、当社はKPMGから、当該発行価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員からも、当社の取締役会が、本第三者割当増資の払込金額が会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断した過程及び判断内容に異存がない旨の意見を得ております。

しかしながら、本第三者割当増資による希薄化率は25%以上であり、また、本第三者割当増資により麻生が当社の支配株主となることから、福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に従い、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手、又は②当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会において、株主総会による株主意思の確認を行うことといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資における発行株式数は5,872,300株であり、本第三者割当増資により麻生に対して割り当てる当社の普通株式5,425,500株に係る議決権の数54,255個及び伊藤忠丸紅住商テクノスチールに対して割り当てる当社の普通株式446,800株に係る議決権の数4,468個を合算した議決権の数58,723個は、2025年9月30日現在の当社の総議決権数（49,569個）の118.47%に相当するため、当社の普通株式は25%以上の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社としては、麻生による当社への経営支援等に関してコミットメントを確保するためには、麻生によるマイノリティ出資ではなく、麻生が当社の株式の過半数を取得することが必要であると考えております。また、本取引後の麻生による当社の経営支援の一環として、麻生から派遣される者1名を取締役として選任することを予定しているところ、当社の株主総会において当該取締役の選任に係る議案について確実に可決するためにも、麻生が当社の株式の過半数を取得することが必要であると考えております。そのため、麻生に当社の株式の過半数を保有してもらうことが合理的であると考えております。また、「I. 本取引の目的等」の「3. 本取引の意義」の「(2) 本第三者割当増資の意義」に記載のとおり、本第三者割当増資を含む本取引のシナジー等により、当社の企業価値は向上し、結果的に株主価値を高めて一般株主の利益に資することになると考えております。

以上より、本第三者割当増資における発行数量及び株式の希薄化規模は不合理とはいえないと考えてお

ります。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 株式会社麻生（割当予定株式数 5,425,500 株）

(1) 名 称	株式会社麻生			
(2) 所 在 地	福岡県飯塚市芳雄町 7 番 18 号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 麻生 巖			
(4) 事 業 内 容	医療関連事業、不動産販売及び賃貸他			
(5) 資 本 金	3,580 百万円			
(6) 設 立 年 月 日	1966 年 11 月 4 日			
(7) 発 行 済 株 式 数	3,210,000 株			
(8) 決 算 期	3 月			
(9) 従 業 員 数	2,148 名（2025 年 9 月現在）			
(10) 主 要 取 引 先	株式会社アトル、九州東邦株式会社、株式会社アステム、各官庁及び一般個人（来院患者）			
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、株式会社福岡銀行			
(12) 大株主及び持株比率（2025 年 9 月 30 日現在）	学校法人麻生塾	30.36%		
	麻生 泰	5.38%		
	麻生 太郎	5.00%		
	麻生 巖	3.99%		
	株式会社小澤	3.40%		
	麻生 健	3.26%		
	麻生興産株式会社	3.14%		
	株式会社西日本シティ銀行	2.59%		
	株式会社福岡銀行	2.59%		
	三井住友信託銀行株式会社	2.59%		
(13) 当事会社間の関係				
	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	当社及び当社の連結子会社は、当該会社の連結子会社との間で、建設資材の売買等を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態（連結）	（単位：百万円。ただし、特記した場合を除く。）			
	決算期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
連 結 純 資 産		167,203	201,811	241,583
連 結 総 資 産		545,992	588,931	648,185
1 株 当 た り 連 結 純 資 産 （ 円 ）		31,018.35	42,211.82	47,159.39
連 結 売 上 高		338,445	395,750	391,441
連 結 営 業 利 益		9,305	13,427	23,557
連 結 経 常 利 益		22,859	30,606	33,736
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		10,491	19,584	21,133
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益 （ 円 ）		3,412.13	6,371.42	6,878.99
1 株 当 た り 配 当 金 （ 円 ）		25	25	25

（注）麻生及びその子会社については、第三者機関が運営する反社チェックサービス及び新聞等記事検索の

データベース（全国新聞紙・地方新聞紙・専門誌等約 140 紙誌を対象）を過去に遡って個別に検索調査した結果、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

② 伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社（割当予定株式数 446,800 株）

(1) 名 称	伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社			
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町1丁目6番1号 大手町ビル			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 康博			
(4) 事 業 内 容	鉄鋼製品、建築用・土木用・道路舗装用・設備機器用の資機材類の販売、各種工事請負等			
(5) 資 本 金	30 億円			
(6) 設 立 年 月 日	1963 年 5 月 31 日			
(7) 発 行 済 株 式 数	4,410,000 株			
(8) 決 算 期	3 月			
(9) 従 業 員 数	409 名（2025 年 4 月現在）			
(10) 主 要 取 引 先	大手ゼネコン各社、建材・鉄骨ファブrikエーター、高炉メーカー、電炉メーカー			
(11) 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行 日本橋支店 三井住友銀行 日本橋支店 三井住友信託銀行 本店営業部			
(12) 大株主及び持株比率	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	66.7%		
	住友商事グループ	33.3%		
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	資 本 関 係	当該会社は当社の普通株式290,000株を保有しております。（2025年9月30日時点）		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	当社は、当該会社より一部の建設資材の供給を受けております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	（単位：億円。ただし、特記した場合を除く。）			
	決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連 結 純 資 産		319	359	369
連 結 総 資 産		1,794	1,939	1,614
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 （ 円 ）		7,233	8,141	8,367
連 結 売 上 高		4,748	4,776	4,712
連 結 営 業 利 益		45	56	52
連 結 経 常 利 益		50	59	55
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		35	42	38
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 （ 円 ）		794	952	862

(注) 伊藤忠丸紅住商テクノスチールは、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の子会社であり、住友商事株式会社の持分法適用会社であります。伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の株主である伊藤忠商事株式会社及び丸紅株式会社、並びに住友商事株式会社は、いずれも株式会社東京証券取引所プライム市場上場会社であります。法令順守を求める当該証券取引所の規制の下で事業活動を行っており、その社会的信頼は高く、また、当該証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、伊藤忠商事株式会社（最終更新日 2026 年 1 月 6 日）、丸紅株式会社（最終更新日 2025 年 12 月 15 日）、住友商事株式会社（最終更新日 2025 年 12 月 25 日）のいずれも、「IV 内部統制システム等に関する事項」の「2 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力排除に向けた基本的

な考え方及びその整備状況を公表しておりますので、当社としても伊藤忠丸紅住商テクノスチール及びその役員は反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないと判断しており、その旨の確認書を福岡証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「1. 本取引の目的等」の「2. 本取引の経緯」及び「3. 本取引の意義」に記載のとおりです。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先である麻生から、本第三者割当増資により取得する当社の普通株式を中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。また、当社は、割当予定先である伊藤忠丸紅住商テクノスチールから、本第三者割当増資により更なる関係強化を企図している旨の説明を受けております。

なお、当社は、各割当予定先から、各割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により取得した当社の株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を福岡証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 株式会社麻生

当社は、割当予定先である麻生が2025年12月25日に提出した第65期中間期に係る半期報告書に記載された中間連結財務諸表における、総資産、純資産並びに現金及び預金の状況から、本第三者割当増資の払込みについて十分な資力が確保されていると判断しております。なお、本第三者割当増資の払込みを目的とした借入れを行う可能性がある旨の説明を受けております。

② 伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社

当社は、割当予定先である伊藤忠丸紅住商テクノスチールの第62期決算書類（2025年3月31日現在）を確認しており、当該決算書類に記載された貸借対照表における、総資産、純資産及び流動資産が払込金額に比して十分大きいことから、本第三者割当増資の払込みについて十分な資力が確保されていると判断しております。

7. 本第三者割当増資後の大株主及び持株比率

本第三者割当増資前 (2025年9月30日現在)		本第三者割当増資後	
株式会社FCP18	28.75%	株式会社麻生	50.10%
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	4.17%	伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	6.80%
株式会社福岡銀行	3.52%	株式会社福岡銀行	2.26%
日鉄建材株式会社	3.16%	日鉄建材株式会社	2.03%
株式会社西日本シティ銀行	2.75%	株式会社西日本シティ銀行	1.76%
株式会社にしけい	2.70%	株式会社にしけい	1.74%
大阪中小企業投資育成株式会社	1.93%	大阪中小企業投資育成株式会社	1.24%
株式会社スノーボールキャピタル	1.81%	株式会社スノーボールキャピタル	1.16%
JFE 建材株式会社	1.77%	JFE 建材株式会社	1.14%
日鉄神鋼建材株式会社	1.72%	日鉄神鋼建材株式会社	1.11%

(注1) 上表における本第三者割当増資前の持分比率は、自己株式控除後発行株式総数を基準として算出しております。なお、上表には自己株式は含まれておりませんが、本第三者割当増資後に当社が所有している自己株式が144,854株あります。

(注2) 上表における本第三者割当増資後の持分比率は、自己株式控除後発行株式総数に、当社が新株式として発行する5,872,300株を加算して算出しております。

(注3) 当社は、本第三者割当増資の払込期日と同日に、本株式取得によりFCP18を当社の完全子会社化とすることを予定しており、その後、当社を吸収合併存続会社、FCP18を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しておりますので、上表における本第三者割当増資後の持分比率にはFCP18が所

有する本優先株式に関する持株比率を含めておりません。なお、当該吸収合併の詳細については、2026年3月25日付に公表した「完全子会社（株式会社 FCP18）の吸収合併に関するお知らせ」をご参照ください。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が当社の2026年9月期の連結業績に与える影響につきましては軽微である見通しですが、当社、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチール間のシナジーの最大化及び長期的な関係の発展・強化により、中長期的には企業価値の向上に資するものと考えております。今後、その他開示すべき事項が生じた場合は速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資による希薄化率は118.47%であり、また、本第三者割当増資により麻生が当社の支配株主となることから、福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に従い、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手、又は②当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会において、株主総会による株主意思の確認を行うことといたしました。

また、本取引の実施を検討するにあたって、その是非やストラクチャーを含む取引条件の妥当性及び公正性を慎重に検討する必要があることから、本取引に関する当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するため、本取引の取引条件の妥当性及び手続の公正性等について検討するための当社の諮問機関として本特別委員会を設置した上で、2026年3月25日に、本特別委員会から本取引に関する答申書（以下「本答申書」といいます。）を入手しております。なお、本答申書の概要は以下のとおりです。

(a) 答申内容

- i. 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）
- ii. 本取引の条件の公正性・妥当性
- iii. 本取引に係る手続の公正性
- iv. 上記 i. 乃至 iii. を踏まえて本取引を行うことは当社の一般株主にとって不利益なものではないか

(b) 答申の理由

- i. 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

以下の点を踏まえると、本取引は、当社の企業価値向上に資するものと認められ、本取引の目的は正当かつ合理的であると考えられる。

 - ・ 本取引の目的は、第一に、本株式取得を通じて本優先株式に係る潜在的な希薄化の懸念を解消するとともに、当社の財務基盤の安定性を高めることにありと認められる。すなわち、本優先株式は、当社普通株式への転換可能性を有することから、当社の一般株主にとって潜在的な希薄化要因となり得るものであり、これを当社が取得することにより当該潜在的な希薄化要因を解消することは、当社の一般株主にとって合理的な資本政策上の措置であると考えられる。
 - ・ 第二に、本第三者割当増資を通じて当社が麻生との資本関係を構築し、麻生グループとの事業上の連携及び経営支援等を通じて当社の事業基盤を強化し、業績を拡大すること等により当社の中長期的な企業価値を向上させることにありと認められる。当社によれば、麻生グループは建設事業を含む複数の事業分野において広範な事業基盤を有しており、麻生グループ建設子会社との営業ネットワークの連携、顧客基盤の共有、技術的知見の共有等を通じて、当社の受注機会の拡大や事業領域の拡張が期待されるとのことである。
 - ・ 当社によれば、当社が推進している AI 及び DX の活用等の取り組みについても麻生との協議の過程で共有がなされており、これらの取り組みを麻生グループ建設子会社等との間で共有・展開することにより、業務効率化や生産性向上、人材不足への対応等の観点からも当社の事業基盤の強化に資する可能性があるとのことである。これらの取り組みは、建設業界における人材不足や生産性向上の要請といった事業環境の変化に対応するものとして一定の合理性を有するものであり、本取引後の当社の成長戦略とも整合的であると認められる。
 - ・ かかる本取引の目的及び本取引の意義は、当社の経営陣等がその地位を利用して一般株主の犠牲の下に自己又は第三者の利益を図るものとは認められず、むしろ、本優先株式の買戻しによる当社の

資本政策上の課題の解消及び麻生との資本提携による当社の事業基盤の強化を通じて、中長期的な収益力の向上及び持続的な成長に繋がり、当社の企業価値を向上させるものといえることから合理性が認められる。

- ・ 本取引後の麻生とのシナジーについては、麻生グループの事業基盤、顧客ネットワーク及び経営資源等を活用した営業面及び事業面での連携、並びに経営面における助言等を通じて当社の事業拡大及び経営基盤の強化に資することが期待されるものであり、その内容についても、いずれも実現可能性を疑わせる不合理な点は認められない。
- ・ 他方で、当社によれば、これらのシナジーは、本取引の実施により直ちに実現されるものではなく、具体的な実現方法については、本取引の実行後に、当社及び麻生グループとの間で検討や協議の場を継続的に設けることにより具体化していく予定とのことであるが、当社としては、当社の各事業部をして積極的に麻生グループ各社に対して具体的なシナジーを実現すべき提案を行う必要があると認識している。このため、本取引において想定されるシナジーの実現のためには当社による主体的な推進の前提として麻生との断続的な対話が不可欠であると考えられる。この点について、当社によれば、本取引においては、麻生から取締役1名が当社に派遣される予定であることを踏まえると、取締役会及び経営会議において、当該取締役が当社の事業を把握すること及び関連する議論を通じて、想定されるシナジーの実現のための検討を行う体制の確保が期待できるとのことであり、これらの説明について特段不合理な点は認められない。
- ・ 本取引後の経営方針についても、当社が上場会社としての独立性及び経営の主体性を維持しつつ麻生との資本提携を通じて企業価値向上を図ることを基本方針とするものであり、不合理な点は認められない。さらに、当社が本取引実施後も一定の配当性向を確保し株主還元を実施することを予定していることや、上記のとおり当社が麻生との本取引により予定するシナジーに関する説明に合理性があることを踏まえると、本取引は、本取引後に当社株式を引き続き保有し続ける一般株主の利益に配慮したものと見える。
- ・ また、伊藤忠丸紅住商テクノスチールが当社にとって長年にわたり継続的な取引関係及び資本関係を有する重要な取引先であり、当社の事業運営において重要な役割を担っていること、また、本取引を通じて同社との関係をより強固なものとするのが当社の事業基盤の安定性及び将来的な事業拡大に資する可能性があることを踏まえると、同社を本第三者割当増資の引受先とすることには一定の合理性が認められる。

ii. 本取引の条件の公正性・妥当性

以下の点を踏まえると、本取引の条件は公正かつ妥当であると考えられる。

- ・ 以下の点を踏まえると、本取引のスキームの合理性を疑わせるような事情は存在しない。
 - ① 麻生による当社への経営支援等に関してコミットメントを確保するためには、麻生によるマイノリティ出資ではなく、麻生が当社の株式の過半数を取得することが必要であると考えられる。本取引後の麻生による当社の経営支援の一環として、麻生から派遣される者1名を当社の取締役として選任することを予定しているところ、当社の株主総会において当該取締役の選任に係る議案について確実に可決するためにも、麻生が当社の株式の過半数を取得することが必要である。
 - ② 麻生が当社を完全子会社化した場合には、当社は非上場化することになり、上場会社としての社会的信用、知名度の維持・向上といったメリットを失うことになり、また、当社の役職員のうち、上場会社への勤務を志向する者や知名度への誇りを持つ者のモチベーションが低下する等、役職員のリテンション等への影響が生じる可能性が考えられる。このため、麻生が当社の株式の過半数の取得に留めることによって、本取引により想定されるシナジーを実現しつつ、当社が上場を維持して一定の独立性を持って経営することにより、役職員のモチベーションの維持・向上に繋がると考えられる。また、当社を取り巻く事業環境において人材不足が課題となることに照らせば、当社が上場を維持し、上場会社としての知名度を維持・向上させることにより、採用力の維持・向上に繋がると考えられる。さらに、取引先との関係においても、上場会社としての社会的信用を維持することができるため、当社の企業価値向上にも資すると考えられる。
 - ③ 麻生が当社の株式の過半数を取得しようとする場合、本件のような第三者割当増資の方法以外に、例えば、(i) 当社普通株式に対して公開買付けを行う、(ii) FCP18 が保有する本優先株式を取得して普通株式に転換する、等の方法も考えられる。しかしながら、本取引の目的は、

本株式取得を通じて本優先株式に係る潜在的な希薄化懸念を解消すること等にもあるところ、
(i) 公開買付けの方法による場合、引き続き FCP18 が本優先株式を保有し続けることになり、それらの目的を達成することができない。また、(ii) 本優先株式を取得して普通株式に転換する場合、過半数を大幅に超える普通株式が交付されて過度の希薄化が生じるほか、当社に対してキャッシュも払い込まれず、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のような使途に資金を使用することもできない。したがって、本株式取得並びに本株式取得後の当社による本優先株式の取得及び消却を実施するためには、本株式取得及び本第三者割当増資を一体の取引として実施することが必要かつ合理的であると考えられる。

- ・ 以下の点を踏まえると、本第三者割当増資の取引条件は公正かつ妥当であると考えられる。

- ① 本第三者割当増資における発行価額は、割当予定先との協議の上決定したものである。本第三者割当増資は、当社の健全な財務基盤を維持しながら本優先株式を取得し、手元資金を今後のさらなる成長を実現する手段として活用できることに加え、本取引のシナジー等による当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものであると考えられる。本第三者割当増資の1株当たりの払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日である2026年3月24日の福岡証券取引所本則市場における当社普通株式の終値955円に対して8.06%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値である969円に対しては6.50%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値である952円に対しては8.40%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値である938円に対しては10.02%のプレミアムにあたり、日本証券業協会が策定した「第三者割当の取扱いに関する指針」に沿うものであって、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチールに特に有利な価額又は条件に該当しないと考えられる。また、当社は、当該発行価額の妥当性の判断にあたり参考とするため、当社、FCP18、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチールから独立した第三者算定機関であるKPMGから株主価値算定書を取得している。当該発行価額は、KPMGの当該株主価値算定書における株主価値算定結果にも鑑み、合理的な水準と考えられる。なお、KPMGは、当社から提供を受けた情報及び一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が正確かつ完全なものであることを前提として当社の株主価値の分析を行っているとのことである。また、当社はKPMGから、当該発行価額の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していない。

本第三者割当増資における発行株式数は5,872,300株であり、希薄化率も118.47%と大きい。しかしながら、麻生に当社の株式の過半数を保有してもらうことが合理的であること、また、本第三者割当増資を含む本取引のシナジー等により、当社の企業価値は向上し、結果的に株主価値を高めて一般株主の利益に資することになると考えられることから、本第三者割当増資の発行株式数も妥当であると考えられる。本優先株式が普通株式に転換された場合には、普通株式として7,246,376株が発行されることから、本第三者割当増資を通じて新規発行される普通株式は5,872,300株であることから、本取引を行わずに本優先株式が普通株式に転換される場合よりも希薄化を抑制していると考えられる。

本第三者割当増資の交渉過程においては、当社及び麻生との間で本資本業務提携契約の締結に関する交渉が行われた。本特別委員会は、本資本業務提携契約の交渉に係る経緯について適時に当社より説明を受けており、本資本業務提携契約に関する交渉中のタームシートについても確認を行ったが、本取引に係るその他の取引条件について、当社の少数株主にとって特に不利益となる事情は認められなかった。本資本業務提携契約において定められた規定はいずれも投資案件において出資者の持分比率の維持や資本関係の安定性を確保する目的で一般的に設けられる内容であり、麻生との安定的な資本関係を維持し、同社による経営支援及び事業連携の実効性を確保する観点から合理性を有するものと認められる。さらに、これらの条項は、当社の少数株主の利益を不当に害する内容ではなく、むしろ株主構成の急激な変動による経営の不安定化を回避することにより、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主利益の確保にも資するものと評価することができる。したがって、本資本業務提携契約に定められる各条項は、本第三者割当増資に伴う資本関係の安定性及び事業連携の実効性を確保する観点から合理性を有するものであり、本取引に係る取引条件として、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない。

② 当社は、本優先株式の取得を検討するにあたり、本優先株式の当社普通株式への転換可能数及び当社株式の市場株価水準を踏まえると、その取得対価は当社の現預金及び資本水準に照らして相応に大きく、財務基盤に一定の負の影響を及ぼす可能性があると考えた。そこで、財務基盤及び資本構成への影響を相対的に抑制し得る方策として、第三者割当増資の実施について検討するに至った。また、当社は上場維持並びに経営の独立性及び自主性の確保を志向していたことから、第三者割当増資により発行する株式数についてもその前提に沿った水準とすることを基本的な考え方としていた。

そのような状況のもと、2025年3月以降、麻生を含む複数の候補先との間で当社の資本政策に関する意見交換を重ねた。その過程において、割り当てる株式数を含めた資本政策の方向性について当社と一部の候補先らとの間で一定の乖離があることが明らかとなった。これを踏まえ、当社は、過半数の出資を希望する麻生及びマイノリティ投資の範囲内で当社の資金調達に協力する意向を示した伊藤忠丸紅住商テクノスチールの2社に対する第三者割当増資を前提として、両社との協議を進めることとした。

当社は、2025年9月8日に麻生との面談を実施し、麻生が当社の議決権の過半数を取得することを前提とした出資の意向を有していることを改めて確認した。また、麻生が、当社が伊藤忠丸紅住商テクノスチールに対しても同時に新株式を割り当てることについても応諾する意向を有していること、及び麻生が当社の支配株主となった場合においても当社の経営の独立性及び自主性を尊重する方針であることを確認した。その後、2025年10月7日には、当社、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチールの間で三社間面談が実施され、両社が当社による第三者割当増資を引き受ける意向を有していることが確認された。

これらを踏まえ、当社は2025年10月23日の取締役会での決議を経て、同日に麻生と本第三者割当増資に関する基本合意書を締結した。その後、麻生との2025年11月14日の面談において、麻生より、本第三者割当増資を当社普通株式1株当たり1,032円で引き受ける旨の提案がなされた。同時に、麻生からは、当社の資本基盤は安定しているものの、資本及び資金に余剰があり、資本構成の最適化という観点からは改善の余地があるとの問題意識が示され、中長期的な資本構成の在り方について協議を進めるべきであるとの認識が共有された。

その後、麻生との協議を経て、当社は、本取引が当社の資本に与える影響を総合的に勘案し、
(i) 本第三者割当増資において、当社普通株式を麻生に5,425,500株、伊藤忠丸紅住商テクノスチールに446,800株を割り当てること、(ii) 資本構成の適正化に向けて、2026年9月末日以降を基準日とする剰余金の配当について、①2026年10月1日から当面10年を経過する時点までは、配当性向を連結当期純利益に対して65%とすること、②当該期間経過後は、中長期的に配当性向を連結当期純利益に対して概ね50%程度とするよう努めること、との方針を提案したところ、麻生からも、同方針が麻生の有する当社財務状況に関する課題認識への対応策として妥当であるものとして、本第三者割当増資の取引条件を上記内容とすることについて合意に至った。

iii. 本取引に係る手続の公正性

以下の点を踏まえると、本取引においては、2019年6月28日付で経済産業省が公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」(以下「M&A指針」といいます。)の趣旨を踏まえ、M&A指針に定められる各公正性担保措置に準じた適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらないため、本取引の手続の公正性は確保されていると考えられる。

ア 特別委員会の設置

以下のとおり、本取引の検討に際しては、M&A指針において呈示されている公正性担保措置に準拠する形で独立性を有する本特別委員会が設置されており、これが有効に機能していることが認められることから、本取引における手続の公正性は十分に確保されているものと認められる。

- ・ 本特別委員会は、当社が本第三者割当増資に関して麻生との間で基本合意書を締結した2025年10月23日と同日に設置されており、本取引に係る取引条件の形成過程の初期段階から、本特別委員会が本取引に係る交渉に関与する状態が確保されていたことが認められること
- ・ 本特別委員会は、独立社外取締役1名、外部専門員である公認会計士1名及び弁護士1名で構成されており、いずれの委員もFCP18、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチール並びに本取引の成否から高度な独立性を有しており、専門性及び属性にも十分に配慮して選定されたものであることが認められること

- ・ 本特別委員会は、本取引の取引条件に関する交渉過程について、事前の方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことにより、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与してきたことが認められること
- ・ 本取引の検討に際しては、本特別委員会に対し、本取引に関して適切な判断を確保するために、本特別委員会のアドバイザー等を選任する権限を付与することが決議されており、本特別委員会においては、当社のファイナンシャルアドバイザーである KPMG 並びに法務アドバイザーである弁護士法人西村あさひ法律事務所及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）について、それぞれ専門性及び独立性に問題がないことを確認の上、必要に応じて専門的助言を受けていること
- ・ 本特別委員会は当社に対して質疑応答等を行うとともに、当社や当社のアドバイザーである KPMG 及び西村あさひから情報提供を受けており、非公開情報を含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて本取引の是非や取引条件の妥当性について検討・判断を行うことのできる体制が整備されていることが認められること
- ・ 本取引においては、当社取締役会は、本特別委員会の委員には、それぞれその職務の対価として、本取引の成否又は答申内容にかかわらず、報酬を支払うものとされており、本特別委員会のいずれの委員も、FCP18、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチール並びに本取引の成否からの高度の独立性が失われるような報酬の合意をしていないこと
- ・ 当社取締役会は、本特別委員会の設置及び本特別委員会への諮問事項の決定にあたって、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の実施又は本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引を実施しないこととすることを決議しており、当社取締役会が、本特別委員会の判断内容を適切に理解・把握した上で、これを最大限尊重して意思決定を行うことのできる体制が十分に確保されていることが認められること
- ・ 本取引の検討に際しては、当社の取締役5名のうち、大谷取締役及び春山取締役は本取引に一定の利害関係を有することから、本取引に関する取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において本取引に係る交渉には一切参加していないことから、本取引の検討・交渉に際しては、独立した社内検討体制、及び利害関係を有する取締役を本取引の検討・交渉に関与させない体制が整備されていたことが認められること

イ 外部専門家の独立した専門的助言等の取得

- ・ 本取引においては、当社は、本取引に係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、当社、FCP18、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチール並びに本取引の成否から独立した法務アドバイザーとして西村あさひを選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、適切な専門的助言を得ていることが認められる。なお、西村あさひは、当社、FCP18、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチールの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないことが認められる。また、西村あさひの報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていない。
- ・ 本取引の検討に際して、当社取締役会は、ファイナンシャルアドバイザーとして KPMG を選任し、同社に当社の株主価値の算定を依頼し、2026年3月24日付で株主価値算定報告書を取得している。なお、KPMG は、当社、FCP18、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチールの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないことが認められる。また、KPMG の報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているが、同種の取引における一般的な実務慣行を勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により KPMG を当社のファイナンシャルアドバイザー及び第三者算定機関として選任している。

iv. 上記 i. 乃至 iii. を踏まえて本取引を行うことは当社の一般株主にとって不利益なものではないか

本取引は当社の企業価値の向上に資するものと認められ、本取引の目的の正当性・合理性が認められること、本取引の取引条件の公正性・妥当性が認められること、及び、本取引における手続の公正性は確保されていると考えられること、また、上記 i. 乃至 iii. において検討した諸事情以外の点についても、本特別委員会において、本取引の実施が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情等は特に見当たらなかったことからすれば、当社取締役会が、本取引の実施を決定することは、当社の

少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

10. 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的

下記「IV. 本資本業務提携契約について」の「2. 本資本業務提携の内容」に記載のとおりです。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
連結売上高	16,894百万円	17,545百万円	17,594百万円
連結営業利益	943百万円	873百万円	697百万円
連結経常利益	1,002百万円	928百万円	765百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	743百万円	688百万円	528百万円
1株当たり連結当期純利益	146.34円	134.86円	101.69円
1株当たり配当金	普通株式17円 優先株式8円	普通株式19円 優先株式10円	普通株式19円 優先株式12円
1株当たり連結純資産	1,531.49円	1,633.41円	1,713.94円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	7,102,000株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	7,246,376株	102.03%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
始値	564円	739円	795円
高値	790円	867円	1,071円
安値	540円	668円	761円
終値	739円	800円	976円

② 最近6ヶ月間の状況

	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
始値	975円	923円	915円	915円	950円	986円
高値	975円	923円	948円	950円	999円	999円
安値	909円	887円	882円	915円	933円	944円
終値	927円	915円	930円	949円	987円	955円

（注）2026年3月の株価については、2026年3月24日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	2026年3月24日
始値	951円
高値	955円
安値	950円

終 値	955 円
-----	-------

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

12. 発行要項

本第三者割当増資の発行要項は別紙のとおりです。

IV. 本資本業務提携契約について

1. 本資本業務提携の目的及び理由

上記「I. 本取引の目的等」に記載のとおり、本取引の目的には、本第三者割当増資を通じて当社が今後事業拡大等を図るために新たな事業パートナーとして麻生とアライアンスを行うことも含まれていることを踏まえて、当社及び麻生間の資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）によって、当社及び麻生が有する経営資源や経営ノウハウ等の有効活用、事業効率の向上等を図り、両社の発展を目指すことを目的としております。

2. 本資本業務提携の内容

(1) 業務提携の内容

当社及び麻生は、上記「1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載の目的を達成するため、両社が別途合意する項目に関して業務提携を行うことを予定しております。

(2) 誓約事項

当社及び麻生は、当社が、本資本業務提携契約締結日から本クロージングまでの間、当社グループをして、善良な管理者の注意をもって、本資本業務提携契約締結日以前に行われていたのと実質的に同一かつ通常の業務の範囲内で業務を遂行し、また遂行させるものとし、当社グループ各社において、それらの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債、将来の収益計画若しくはそれらの見通し、又は関連する経済及び市場状況に重大な悪影響を与える行為を行わず又は行わせないものとするを合意しております。また、当社及び麻生は、当社が、本資本業務提携契約締結日から、下記「(5) 役員派遣等」に記載のとおり、麻生が指名する取締役が本クロージング日以降に開催される当社の定時株主総会において初めて選任された時までの間、当社グループをして、一定の事項（本資本業務提携契約において企図されているもの及び伊藤忠丸紅住商テクノスチールに対する第三者割当増資を除きます。）（注）を決定又は実行しようとする場合には、あらかじめ麻生の承諾を得なければならないものとし、かかる承諾なしに、当該事項を遂行又は実行（関連する契約の協議、締結等を含みます。）することはできない旨も合意しております。

（注）①定款の変更、②株式等の発行、処分又は付与、③株式の取得又は譲渡（ただし、(i) 取引価格（株主価値）又は取引価格に純有利子負債を加算した額（企業価値）のいずれか高い方が累積して10億円を超えない範囲における企業買収案件及び(ii) 本株式取得は含まれないものとします。）、④自己株式の買受けその他の一切の取得・株式の分割、併合、⑤株式の無償割当、⑥剰余金の配当その他の処分、⑦資本金の額又は準備金の額の増加又は減少、⑧解散、清算の開始の申立て、⑨事業の譲渡又は譲受け、又は合併、その他の組織再編行為

(3) 資本提携の内容

上記「I. 本取引の目的等」に記載のとおり、本取引の一環として本第三者割当増資を実施いたします。本第三者割当増資の詳細につきましては、上記「III. 本第三者割当増資について」をご参照ください。

(4) 当社の経営の自主性の尊重

当社及び麻生は、麻生が、本資本業務提携契約に基づき、以下の事項を含めて、当社の上場維持の方針及び経営の自主性を尊重することを合意しております。なお、当社及び麻生は、当社は、下記④の規定にかかわらず、下記「(5) 役員派遣等」に記載のとおり、麻生が指名する取締役が本クロージング日以降に開催される当社の定時株主総会において初めて選任された後は、企業買収案件における買収金額が10億円を超える場合には、当該企業買収案件については、麻生との間で事前に協議することを合意しております。

① 麻生は、当社の意思決定、事業運営等を含む、当社の上場会社としての経営の自主性を尊重するものと

- する。
- ② 麻生及び当社は、麻生及び当社間で利益相反が生じ得る取引については、利益相反が生じないよう適切な対応をするものとする。
 - ③ 麻生は、当社が現在の社名・ロゴ等を含む当社のブランドを維持・継続・発展させることを尊重するものとする。
 - ④ 麻生は、当社の取締役会において企業価値及び株主価値の最大化の観点から誠実に協議されることを前提に、当社の投資基準規程に基づく当社による企業買収方針を尊重する。

(5) 役員派遣等

当社及び麻生は、麻生が、本クロージング日後、当社の取締役を1名指名することができるものとし、また当社の取締役会及び経営会議にオブザーバーを1名派遣することができるものとするを合意しております。

また、当社及び麻生は、麻生が、本クロージング日後に、当社の取締役を1名指名した場合、当社が、本クロージング日以降に招集する定時株主総会において、麻生が指名する取締役を会社提案の取締役候補者とする取締役選任議案を提出するものとするを合意しております。

加えて、当社及び麻生は、麻生が、本クロージング日後、当社に対して、取締役会に参加して発言できる権限及び当社の取締役が閲覧可能な情報を閲覧できる権限を有する者を、当社の顧問として派遣することができるものとし、当社がその者との間で別途顧問契約を締結することを合意しております。

当社及び麻生は、上記に基づく麻生による当社に対する取締役及びオブザーバーの派遣は、麻生の当社に対する議決権比率が50%を下回った場合には、当該派遣の継続の是非について、当社及び麻生の間で誠実に協議して合意するものとしております。

(6) 配当性向

当社及び麻生は、当社が、本クロージング日以降、2026年9月末以降を基準日とする剰余金の配当について、(i) 2026年10月1日から当面10年を経過する時点までは、配当性向を連結当期純利益に対して65%とすることにより当社の適正な資本構成の実現を目指すものとし、(ii) 当該期間の経過後は、当社において事業運営に支障が生じない水準の自己資本が確保されていることを前提として、中長期的に、配当性向を連結当期純利益に対して50%程度とするように努めるものとするを合意しております。

(7) 株式の取扱い

当社及び麻生は、麻生が、第三者に対して本第三者割当増資により麻生に割り当てられる当社の株式（以下「本株式」といいます。）の譲渡、承継その他これらに準ずる行為をする場合は、譲渡の是非、譲渡時期、譲渡相手その他の事項について事前に当社と協議するとともに、当社の経営及び株主に対して混乱が生じることを避けるよう十分配慮するものとし、また、貸与、担保差入その他の処分を行った場合は、遅滞なく当社に報告することを合意しております。

(8) 優先交渉権

当社及び麻生は、麻生が、(市場での売却又は公開買付けへの応募を除き)本株式の全部又は一部を譲渡することを希望する場合、譲渡先候補者となり得る第三者との交渉・協議を開始する前に、当社に対して、譲渡を希望する旨を書面により通知（以下「譲渡希望通知」といいます。）しなければならない旨を合意しております。また、当社が麻生から譲渡希望通知を受領した場合、当社及び麻生は、本株式の処分等の取扱いについて誠実に協議するものとするを確認しております。

(9) 希薄化防止

当社及び麻生は、本資本業務提携契約の他のいかなる規定にもかかわらず、当社が、麻生の書面による事前の承認なく、第三者に対する株式等の発行若しくは自己株式の処分、第三者割当増資その他の増資又は麻生の当社に対する議決権比率が低減するおそれのあるその他の行為（合併その他の組織再編行為に伴うものも含まれます。当社の株式の単元未満株式（自己株式を除きます。）が単元株式になったこと、又は役員及び従業員への報酬等としての株式等の発行及び自己株式の処分（ストックオプションの行使に伴うものを含みます。）によるものを除きます。）を実施しない旨を合意しております。また、当社及び麻生は、麻生による本株式の売却によらずに、本クロージング日以降に麻生の当社に対する議決権比率が50.1%未満となった場

合には、当社は麻生と協議の上、直ちに麻生の議決権比率を50.1%以上に回復する措置を当社の費用負担において行わなければならない旨を確認しております。

(10) 事前承諾事項

当社及び麻生は、当社が、当社グループをして、本クロージング後、一定の事項（注）を決定又は実行しようとする場合には、あらかじめ麻生の承諾を得なければならないものとし、かかる承諾なしに、当該事項を遂行又は実行（関連する契約の協議、締結等を含みます。）することはできない旨を合意しております。

（注）①10億円以上の借財（ただし、運転資金の借入れは除きます。）、②上場廃止基準に該当する若しくはその可能性が高い行為又は上場廃止の申請、③本資本業務提携における業務提携と実質的に矛盾し若しくは抵触し、又は当該業務提携の効果を大幅に減殺若しくは阻害するおそれがあると合理的に認められる業務提携

3. 本資本業務提携の相手方の概要

上記「Ⅲ. 本第三者割当増資について」の「6. 割当予定先の選定理由等」の「(1) 割当予定先の概要」の「①株式会社麻生（割当予定株式数5,425,500株）」に記載のとおりです。

4. 日程

上記「<各種日程>」をご参照ください。

5. 今後の見通し

上記「Ⅲ. 本第三者割当増資について」の「8. 今後の見通し」をご参照ください。

V. 資本金及び資本準備金の額の減少について

1. 本減資等の目的

機動的かつ柔軟な資本政策の実現のため、本第三者割当増資により増加する資本金及び資本準備金の額の増加分の全てをそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えることといたしました。なお、本減資等は、本第三者割当増資に係る払込みを条件といたします。

2. 本減資等の要領

(1) 減少すべき資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額3,443,781,800円を3,030,106,800円減少させて、413,675,000円とする。

(2) 減少すべき資本準備金の額

本第三者割当増資後の資本準備金の額3,530,106,800円を3,030,106,800円減少させて、500,000,000円とする。

(3) 本減資等の方法

会社法第447条第1項及び第3項並びに第448条第1項及び第3項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、それぞれの減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、本第三者割当増資による資本金及び資本準備金の額の増加と同時に、本第三者割当増資により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うため、本減資等の効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはありません。そのため、会社法第447条第3項及び第448条第3項の規定に基づき取締役会の決議により実施いたします。

3. 日程

上記「<各種日程>」をご参照ください。

4. 今後の見通し

本減資等は、貸借対照表の純資産の部の勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じさせるものではなく、当社の業績に与える影響はございません。

VI. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動予定年月日

2026年5月21日（本第三者割当増資の払込期日）

2. 異動が生じる経緯

本第三者割当増資により、麻生は当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することが見込まれます。

3. 異動する株主の概要

上記「Ⅲ. 本第三者割当増資について」の「6. 割当予定先の選定理由等」の「(1) 割当予定先の概要」の「①株式会社麻生（割当予定株式数5,425,500株）」をご参照ください。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2025年9月 30日現在)	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び 主要株主である 筆頭株主	54,255 個 (5,425,500 株) (50.10%)	54,255 個 (5,425,500 株) (50.10%)	54,255 個 (5,425,500 株) (50.10%)	第1位

(注1) 「議決権所有割合」の計算においては、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(注2) 異動後の「議決権所有割合」は、2025年9月30日現在の当社の総議決権数（49,569個）に、本第三者割当増資により増加する議決権数（58,723個）を加算した議決権総数108,292個を基に算出しております。

5. 今後の見通し

上記「Ⅲ. 本第三者割当増資について」の「8. 今後の見通し」をご参照ください。

6. 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的

上記「Ⅳ. 本資本業務提携契約について」の「2. 本資本業務提携の内容」に記載のとおりです。

以上

本第三者割当増資 発行要項

1. 株式の名称
日本乾溜工業株式会社 普通株式
2. 募集株式の数
5,872,300 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 1,032 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 3,030,106,800 円 (1 株につき、516 円)
資本準備金 3,030,106,800 円 (1 株につき、516 円)
5. 払込金額の総額
6,060,213,600 円
6. 払込期日
2026 年 5 月 21 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
株式会社麻生 5,425,500 株
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社 446,800 株

以 上